



1. 特集：外資企業の投資に対して優遇措置がある国について

近年は、2000年代前半と比較すると、外国からの直接投資について、国・地域によっては業種を選別し、低付加価値、または自国の経済発展につながらないようなものには特段の優遇をすることが無くなる等、外国企業への進出に伴うインセンティブが減っています。

しかし、現在でも投資優遇措置を掲げている国・地域は存在しています。本稿では外国からの直接投資により設立された企業に対し優遇措置がある主な国と措置を紹介します。

(1) ベトナム

イ. 優遇措置

ベトナム 2020年投資法（61/2020/QH14）（以下、「本法」という）によれば、外国からの直接投資により設立された企業に対する投資優遇の内容は次の通りです。

- ① 通常税率よりも低い企業所得税率の適用、および企業所得税の優遇、企業所得税に関する法令の規定に従った免税、減税その他の優遇措置
- ② 輸入により導入する設備等の固定資産、製造原料、物資、部品に対する輸入税免除
- ③ 土地使用料、土地賃借料、土地使用税の減免
- ④ 課税所得を計算する際の加速減価償却、控除可能な費用の追加

ロ. 優遇が受けられる対象

外国から直接投資を行い、優遇措置を受けられる対象となる企業として、主に次のようなものが挙げられています。

- ① 本法が規定する投資優遇分野・業種による投資プロジェクト
（例：電子製品、重点機械製品、農業機械、自動車、自動車部品の製造、造船、優先的に発展させる裾野産業製品リスト¹に属する製品の生産など、本法にて規定）
- ② 主に経済発展等が遅れている地域への投資のほか、工業団地、輸出加工区、ハイテクパーク、経済区への投資
- ③ ハイテクに関する法令、科学技術に関する法令の規定に従った技術育成の事業、科学技術企業育成の事業等

ハ. 優遇を受けるための手続き

本法第17条によれば、ロ.で示した対象に当てはまる場合のほか、投資方針承認文書（もしも所有している場合）、投資登録証明書（IRC）に関連する法令やその他規定に基づき、

¹ 裾野産業の発展に関する政令（111/2015/ND-CP）

外国からの直接投資者は、どの投資優遇にあてはまるのかを特定する必要があります。適用を希望する優遇措置の種類に応じて財務・税務機関、財政機関等やその他権限を有する機関に対して投資優遇が適用できるように手続きを行う必要があります。

ベトナムへの投資案件が優遇の対象になるのか、どのような優遇措置を受けられるのかについては、最終的にはベトナム当局が判断することになります。

(2) タイ

タイは2015年1月1日、投資奨励制度を改正しました。それまでのタイ国内への外国からの投資を地域に分散させる政策（ゾーン制度）から、国にとっての業種重要度に応じて恩典を与える制度となっています。その際に奨励対象業種についても見直されていますので²、対象業種であれば新規進出について税制面での優遇などを受けられます³。

奨励対象業種以外の場合、国境特別経済開発区（以下、「SEZ」という）への投資であれば、例えばプラスチック製造や繊維業でも法人税の免税等の優遇策を受けることが可能な場合があります。ただしSEZはタイの首都バンコクから離れたミャンマー、カンボジア、マレーシア等の国境近くとなることから、投資にあたっては企業設立だけでなく、運営後の人材、物流、資金決済などのことも事前に十分に検討することが必要です。

(3) 中国

1990年後半より外国企業が、沿海部と呼ばれる都市に対して多くの投資を行いました。それによって、中国は国の発展が大きく進みました。発展とともに外国からの直接投資は2000年代に入ってから徐々に選別されるようになり、現在では優遇措置を得られるのは、「全国奨励外商投資産業目録」にもとづく奨励業種（産業用ロボット、航空・宇宙産業等のハイテク業種が中心）が対象となっています。しかし一方で、沿海部と比較すると依然として発展が急速ではない中西部への外国投資には、「中西部地区外商投資優勢産業目録⁴」により、地域によっては幅広い業種に対して企業への優遇措置があります。

「中西部地区外商投資優勢産業目録」では、黒竜江省、吉林省、遼寧省、山西省、内蒙古自治区、安徽省、江西省、河南省、陝西省、甘肅省、青海省、湖北省、湖南省、重慶市、四川省、広西自治区、貴州省、雲南省、海南省、チベット自治区、寧夏自治区、新疆自治区が対象地域となっており、地域の特色に合わせたものとなっており、中には服飾製造等が含まれている省・自治区などもあります。これら対象地域での新規設立企業には企業所得税の税率減免や設備輸入時の免税などの優遇措置があります。

以上、一部の国についての外資に対する優遇措置を紹介しました。実際の優遇については進出前の事業計画等が固まってから問い合わせることが推奨されます。

現地の専門家紹介が必要な場合など、進出にあたってご相談がある場合には、信用金庫を通じて信金中央金庫海外業務推進部にお問い合わせください。

² 2017年1月に投資奨励法が改正され、特定産業競争力強化法が同年2月13日施行

³ 奨励対象業種リスト https://www.boi.go.th/index.php?page=eligible_activities

⁴ https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/fzggwl/202012/t20201228_1260594_ext.html

2. 最近寄せられた相談事例

Q

取引先のタイ現地法人が、コロナ禍における業績悪化により、数か月の一時休業を検討しています。どのような手続きが必要ですか。

A

1. 重大な事由によって業務運営が困難になった場合

今回の事例のように、経済危機等の重大な事由により使用者の事業が悪影響を受け、通常の業務運営が困難になった場合には、使用者は全部または一部の事業を休止することができます。ただし、一時休業の間、使用者は労働者に対し、従前支払っていた賃金の75%以上を支払わなければなりません。(労働者保護法第75条1項¹)。

また、一時休業する使用者は、3営業日前までに、労働者および労働監督官に書面で通知しなければなりません(労働者保護法第75条2項)。

2. 当局の命令によって事業を一時停止する場合

新型コロナウイルスの影響により、当局から事業の一時停止を命じられた場合は、不可抗力による事業の休止に該当します。この場合、使用者は労働者に対し労務の場を提供する義務を免れるため、賃金を支払う必要はありません。

～コロナ禍で一時的に職を失った従業員に対する休職手当～

タイ労働省は2020年12月30日、新型コロナウイルスの影響を受けて、一時的に職を失った従業員(社会保険加入者)に対し、休職手当を支給することを決定しました²。概要は以下のとおりです。

対象者：2020年12月19日以降、新型コロナウイルスへの感染または感染の疑いによる隔離により、または政府機関から一部または全事業所の閉鎖命令を受けたことにより、一時的に休職し、給与を得られない従業員

申請期間：2021年1月4日から受付開始、期限は未定

支給金額：日当の50%を最長90日間

(注) 情報は更新される可能性があります。最新の情報は、タイ政府が発出する告示・通達をご確認ください。

¹タイ政府 法令集「労働者保護法」:

<http://legal.labour.go.th/%E0%B8%81%E0%B8%8E%E0%B8%AB%E0%B8%A1%E0%B8%B2%E0%B8%A2?id=17>

²タイ政府 官報データベース「不可避の事由により休業した場合の手当にかかる労働省令」:

http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2563/A/107/T_0006.PDF

Q ベトナムにて小売業を行いたいと考えています。留意点などあれば教えてください。

A **1. 外資規制について**

ベトナムにおいて、小売業は外資 100%で進出することが可能です。

ただし、以下の点に留意する必要があります。

2. 主な留意点

(1) 小売業の自由化例外品目

たばこ、本、新聞、雑誌、ビデオ録画物、貴金属、医薬品、砂糖など（決定 10 号、HS コード 4 桁レベルで指定）は、自由化例外品目となります。

（参考）決定 10 号

<https://moit.gov.vn/upload/2005517/20210623/QD%2010-2007-BTM.doc>

(2) 取扱可能な品目

小売業は、投資登録証明書（IRC）に明記された品目以外は扱えません（品目追加や事前に多めに申請することは可能）。IRC は、現地法人設立の申請時に当局に提出します。

(3) 2店舗目以上の開設

2店舗目以上の開設にあたっては、小売店設立認可書発給申請手続きを必要とします。認可書の発給は、エコノミック・ニーズ・テスト（ENT）の示す適正性に基づきます。（省、中央直轄市が計画する商業活動に合致する、かつインフラが整備された地域において 500 m²未満の店舗を出店する場合は不要）

(4) 資金調達手段の確保

ベトナムには外資の最低投資額はありますが、新規で現地法人を設立する際には、ベトナムへ投資する予定金額である総投資額を申請する必要があり、当該総投資額が IRC に記載されます。IRC 上の総投資額から、設立した現地法人の登記（ERC）上の資本金額を差し引いた額が海外から調達可能な 1 年以上の外貨資金調達額です。現地での事業運営状況によっては、運転資金や設備資金が想定以上に必要になるケースがあるため、上述の外貨資金調達額の枠を十分に確保しておくことが推奨されます。

なお、ベトナムでは国内取引についてはベトナムドンの使用義務があります。現地通貨の調達が必要な場合にはお近くの信用金庫にご相談の上、信金中央金庫にお問い合わせください。

<編集・発行>

信金中央金庫 海外業務推進部 推進グループ

中央区八重洲 1 丁目 3 番 7 号

<http://www.shinkin-central-bank.jp/>

Tel : 03(5202)7674

Fax : 03(3278)7035

本レポートは、標記時点における情報提供を目的としています。したがって投資等についてはご自身の判断によってください。また、本レポート掲載資料は、信金中央金庫が信頼できると考える各種データにもとづき作成していますが、信金中央金庫が正確性および完全性を保証するものではありません。

なお、記述されている予測または執筆者の見解は、予告なしに変更することがありますのでご注意ください。